

特67

439

大祭日祝日畧解

014353-000-4

特67-439

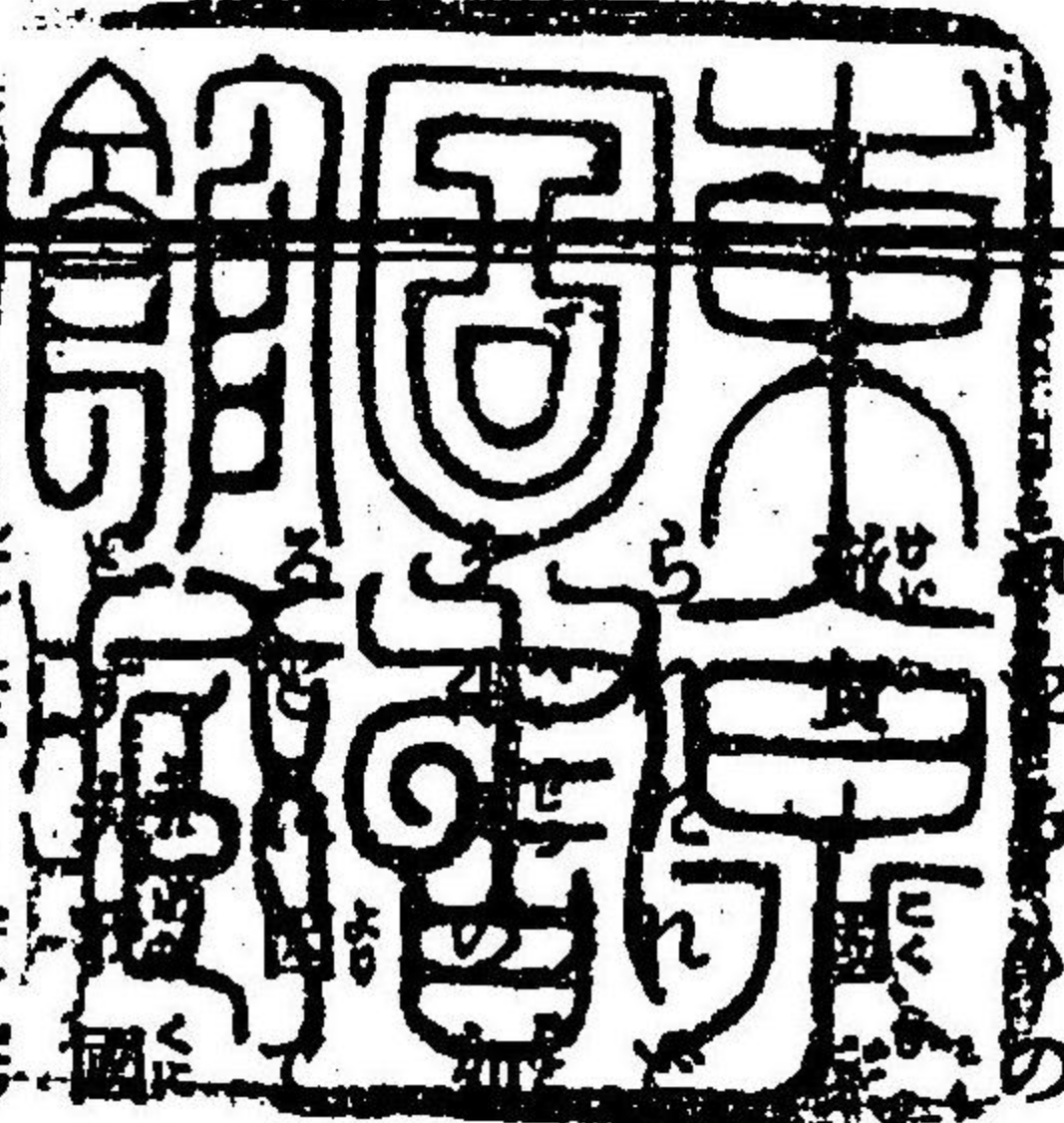
大祭日祝日略解

西宮神社社務所／著

M25

ABB-0704





大祭日祝日略解

大祭日と祝日は曆にも掲げ有りて我國の大典なる事を世に

なれば荷國民たる者該日は必先戸毎に國旗を掲げて慎肅

の隆盛を祈るべきなり維新の際從前の五節句祝日は廢せ

も今尙職業を休みて舊習を存し却て此大切なる祭日祝日

とする人有は畢竟從前の習慣と祭日祝日の理由の解せざ

なるべし故に聊其意を略述して此等の人々に知らしめん

は神の本國なり神の守り給ふ所最厚し故は我國天産物の

萬國に卓絶せるを以て知るべし然れば聖天子神を祭りて世を治め給

ふ事遠く神世に始りて國の大禮とし給ひ神勅のまに、萬世不易天

下に君臨して蒼生を撫育し給へば人民も亦之に習ひ奉て神明を尊敬

し皇恩を報養し以て家業を勤むべきなり然るを近頃皮想開化者流の



説に感ひ我國固有の大典なる神祭を屬番一人權を誤解して萬世一系の至尊を蔑示し奉り又は祖先に謝すべき追孝の道を排斥して父母に仕ふべき徳を紊りて人道を得たるものと一估として恥ざる者あり實に義務を辨へざるものと謂べし臣子の分たる我國人民は宜我國の大典を忽にせし誠敬を盡すべき事にこそ

○四方拜 一月一日

百事皆此日より改る故に宮中にては午前四時聖上御身親伊勢神宮を始め奉り諸國の神社及山陵を御拜禮座まいて年中の安穩を祈り隆昌を祝し給ふ是を四方拜と云ふ

○元始祭 一月三日

此日宮中に於て 實所三種の神器を 神殿元神祇官の八神と外に皇靈殿の總御靈を祭り給ふ所也 御親祭あらせらる是天職を繼ぎ給ふ本始

を祝して歳首に祭り給ふ義なるを以て元始祭と云ふ府縣鄉村社迄も祭典を行ふなり

○孝明天皇祭 一月三十日

孝明天皇は今上の御皇考に座ます御諱を統仁尊と稱し奉る此日は崩御の日なれば聖上御親祭あらせらる又勅使を山城國月輪山陵寺中に遣さるゝなり又御式年には聖上皇后親く行幸啓ありて御參拜あらせられて重く御祭典を行せらる故に地方各神社に於ても遙拜場を設け式を執行ふ事なれば國民たる者禮義を重とて社中に詣で、該所にて遙拜すべきなり

○紀元節 二月十一日

此日は我國中興の御大祖人皇の御始即神武天皇御即位の日なり故に明治五年改暦の年に紀元を起して二千五百三十三年と紀し給ふ依て

本日(ほんじつ)を紀元(きげん)節(せつ)と一(ひと)大祝(おほよろこび)日(ひ)と爲(な)り給(たま)ふ尤(なほ)宮中(みやちゆう)に於(お)ては御親祭(ごしんさい)あらせらる如(ごと)く喜(よろこ)ぶべく尊(たうと)ぶべき日(ひ)なるを以(もつ)て御寶祚(ごほうそ)の隆昌(りゆうかう)を祝(いわ)し奉(たま)るべし一月(いちげつ)一日(いちにち)の新賀(しんが)と十一月(じゅういちがつ)三日(さんびつ)の天長節(てんぢゆうせつ)とを併(ひ)せて是(こゝろ)を年中(ねんちゆう)の三大節(さんだいせつ)と云(い)ふ

○祈年祭班幣

二月四日

祈年祭(しねんさい)は風雨(かぜあめ)等の災害(さいがい)なく五穀(ごこく)の豊熟(ほうじやく)なるべきを神(かみ)に祈(いの)る故(ゆゑ)に祈年(しねん)祭(さい)とは云(い)ふなり年(とし)とは稻(いね)を云(い)ふ班幣(はんぺい)は此(こゝろ)日(ひ)宮中(みやちゆう)に於(お)て伊勢(いせ)神宮(じんみやう)を始(はじめ)め諸國(しよこく)の官幣(くわんぺい)國幣(こくぺい)社(しゃ)に祈年(しねん)祭(さい)に奉(たま)り給(たま)ふべき幣帛(へいぱく)を各社(かくしゃ)に班(お)ち給(たま)ふいふ而(しか)して宮中(みやちゆう)の皇靈殿(すうれいでん)には此(こゝろ)日(ひ)祈年(しねん)祭(さい)を行(な)せられ神宮(じんみやう)と賢所(けんじよ)及(およ)び神(かみ)殿(でん)には二月十七日(にがつじゅうしちにち)諸國(しよこく)の官幣(くわんぺい)國幣(こくぺい)社(しゃ)には其幣帛(そのへいぱく)到着(たうぢやく)の後(のち)吉日(きつじつ)を撰(ひら)みて府縣(ふけん)の知事(ちじ)を奉幣使(ほうぺいし)として參向(さんかう)せしめ祭典(さいでん)を行(な)せ給(たま)ふ如(ごと)く是(こゝろ)五穀(ごこく)豊(とよ)熟(じやく)を祈(いの)り給(たま)ふ重(おも)き大祭(おほさい)にて府縣(ふけん)郷村(きやうむら)社(しゃ)迄(いた)りも日(ひ)を撰(ひら)て行(な)ふべければ最(たふ)す

寄(よ)の神社(じんしゃ)に參拜(さんぱい)して俱(ともに)豊年(とよねん)を祈(いの)り祝賀(しゆが)せざるべからせ

○神武天皇祭

四月三日

人皇(ひとすま)の太宗(たいてう)神武(じんむ)天皇(てんかう)御諱(ごごん)を神(かみ)日本(にっぽん)磐余彦尊(いわのひこみこと)と稱(なづ)け奉(たま)る此(こゝろ)日(ひ)は崩御(ひろ)の日(ひ)なれば皇靈殿(すうれいでん)に於(お)て御親祭(ごしんさい)在(あ)らせられ又勅使(またしやくし)を大和(やまと)國(くに)畝傍(うさへ)山(やま)東(あづま)北(きた)陵(りやう)に遣(ま)はさる故(ゆゑ)に各自(各自)慎(しん)重(じゆう)して遙拜(てうぱい)し奉(たま)るべし

○神嘗祭

十月十七日

神(かみ)嘗(なま)祭(さい)の大御饌(おほみけ)を伊勢(いせ)神宮(じんみやう)に饗(あ)し奉(たま)り給(たま)ふ御祭(ごさい)にて神宮(じんみやう)年中(ねんちゆう)第一(だいいち)の大(おほ)祭(さい)なり官幣(くわんぺい)社(しゃ)に新穀(しんこく)を奉(たま)り給(たま)ふには新嘗(しんじやう)祭(さい)といひ是(こゝろ)は神嘗(じんじやう)祭(さい)とて神宮(じんみやう)に限(かぎ)る事(こと)なり我國(わがくに)の御大祖(ごおほそ)國民(こくみん)の至貴(しき)至尊(しそん)と仰(おほ)ぐべき大御神(おほみかみ)に座(ま)させば諸社(しよしゃ)とは異(こと)なり故(ゆゑ)に特別(とくべつ)に先奉(まづたま)り給(たま)ふなり祈年(しねん)祭(さい)に祈(いの)り給(たま)ふ一(ひと)御報賽(ごほうさい)の御祭典(ごさいでん)なれば各自(各自)俱(ともに)に其心(そのこゝろ)して必(かならず)遙拜(てうぱい)し奉(たま)りて神恩(かみのかみ)を謝(あが)し奉(たま)らざるべからせ

○天皇節

十一月三日

今上天皇御諱を睦仁尊と稱し奉る此日は御降臨の日也御聖運天長地久なるべき意を以て稱し給へるなり夫我聖上は天地主宰の大神より皇統連綿として万世一日の如く無窮に君臨し給ひ世界無類の天職を繼ぎ國民を撫治し給ふ事は實に万國に誇るべきなり是皇室の尊嚴國体の鞏固なる所以なり臣子たる者豈敢仰せざるべけんや故に此日は年中最重の祝日なれば一家和親を主として宮城遙拜場の設けある地は其所に詣で、其恩澤を謝し謹て御寶祚の隆盛御聖壽の万歳を祝賀し奉るべし

○新嘗祭

十一月廿三日

此日は新年祭に對して御報賽の爲に新穀を諸神に奉り給ふなり宮中にては聖上御親祭あらせられ伊勢神宮を始め諸國の官國幣社に奉幣

使をして行はせ給ふ嚴重の御祭なり府縣郷村社にも皆行ふべければ神恩を謝すべきなり

○春季皇靈祭

三月 春分の日
九月 秋分の日

宮中皇靈殿に於て歷代天皇の總靈を毎年春分日と秋分日に御親祭を行ひ給ふなり四月三日の神武天皇祭に準じて各自遙拜し奉るべきなり

○大板

六月三十日
十二月三十一日

此兩度の祭典は宮中にては賢所前の帳舎に於て行はせ給ひ官國幣社及府縣郷村社に至遠行はしめ給ふものにて人の知らず識らざる過ち犯す所の罪穢を祓ひ清むる法式なり各社皆夕刻に行ふべき例なれば必最寄神社の此祭典に參詣して神明を祈り幽間に犯す所の罪咎を解除すべし是我國神世よりの神教なれば各自家々に於ても神壇を掃ひ清

めて新年を迎ふべし

○産土神社例祭

各社定むる所の日

氏子たるもの、此大神の神恩を蒙る事の洪大なるは能く言語の盡す所に非ざり其地其地の祖先とも父母とも尊崇すべき事故に其地の人をして氏子とは云ふなり例祭は神恩を報賽する所以なれば氏子一同心を協せて誠敬を致し賑しく奉仕すべき事にこそ

以下二項は國の大祭にあらざれども筆の序に記し置くなり

○祖先祭

祖先の忌日

各自祖先の尊き事は今更言を俟たせ然れば現在の幸福將來の恩に浴すべき子孫なれば其忌日は必心に記して誠敬を主とし酒饌を供して鄭重に祭を行ひて蒙る所の恩澤を謝し併て將來の冥助を祈るべし申すも恐き事ながら聖上の天照大御神を始め代々の皇祖を御身親御祭

典を嚴重に行ひ給ふ御旨趣に習ひ奉りて懇に追孝し専家業を勵みて家名を興す事を勉むべき也

明治廿五年九月十五日印刷
同廿五年九月二十日出版

著者兼
發行者

西宮神社々務所

兵庫縣攝津國武庫郡
西宮町第貳千四百番地

印刷者

江川兼造

兵庫縣攝津國武庫郡
西宮町之内釘貫町五番地

